

(請求人) 様

名古屋市監査委員	田 辺 雄 一
同	浅 井 正 仁
同	小 林 史 郎
同	大 橋 正 明

名古屋市職員措置請求について（通知）

令和 8年 8月 5日に提出された 8監管第51号の名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本請求は、名古屋市プレミアム付き電子商品券（以下「商品券」という。）について、スマートフォンを持っていない又はマイナンバーカード若しくは運転免許証を持っていない市民は応募することができないため、該当する市民を差別するものであり、憲法第14条第 1項及び第13条に違反し、商品券に関する公金の支出は違法であるとして、必要な措置を講ずるよう求めるものである。

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

また、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の

執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

請求人は、商品券の応募要件を満たさない市民を差別するものであるから、憲法第14条第1項及び第13条に違反すると主張しているが、当該商品券に関する施策が憲法違反である理由について言及しておらず、財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本請求は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局管理課)